

「徳島県環境基本計画のあり方」の諮問経緯について

－ 新たな徳島県環境基本計画策定の趣旨・背景 －

1 徳島県環境基本条例の制定（別紙 1 参照）

本県では、広く県民総意の下に、あらゆる立場の人々の主体的な参画を図り、環境施策をより実効性のあるものとし、地球環境問題、化学物質問題、廃棄物問題などの環境課題に適切に対処していくため、本県の環境政策の基本理念や行政、事業者、県民の責務、推進すべき県の基本的な環境施策を明らかにした徳島県環境基本条例（以下、「条例」という。）を平成 11 年 3 月に制定・施行している。

この条例第 10 条では「知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（環境基本計画）を定める」とことと規定している。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第二節 環境基本計画

第十条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、徳島県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 知事は、経済事情の変化、環境の状況の変化等により必要があると認めるときは、環境基本計画を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

2 徳島県環境基本計画の策定（別紙 2 参照）

本県では、県の環境行政に関する施策全般に及ぶ総合的な計画として、平成 7 年 6 月に「徳島環境プラン」（以下、「プラン」という。）を策定し、条例施行後も、経過的な措置として、条例に先行して策定されたプランを環境基本計画として取り扱っていた。

プラン策定後相当期間が経過し、国の第二次環境基本計画に盛り込まれた新たな環境課題への対応方策の検討など、プランに掲げられた環境施策の見直しや、より効果的な計画の推進手法の構築などが重要な課題となってきたことから、平成 16 年 3 月に計画期間を平成 25 年度までとした徳島県環境基本計画（以下、「現計画」という。）を策定している。

3 国の環境基本計画の見直し

国の環境施策の大綱を定める環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められ、第四次環境基本計画（以下、「第四次計画」という。）は、平成6年、平成12年、平成18年に続く計画として、平成24年4月に策定されている。

第四次計画のポイントとしては、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の達成に加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけたことや、「社会・経済のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」の他8つの重点分野からなる9つの優先的に取り組む重点分野を定めたことなどが挙げられる。

4 県の各種計画等の見直し

現計画策定後、本県では、国内外の社会情勢の変化に対応するため、環境対策の側面から、徳島県生活環境保全条例（H17.3）や徳島県地球温暖化対策推進条例（H20.10）等の条例を制定するとともに、徳島県地球温暖化対策推進計画（H23.8）や自然エネルギー立県とくしま推進戦略（H24.3）等の各種計画・戦略を策定し、施策の推進を図ってきたところである。

5 新たな徳島県環境基本計画策定の必要性

現計画の計画期間が平成25年度までとなっていることや、現計画策定以降における第四次計画策定などの環境政策の進展をはじめとした「環境情勢の変化」に対応した新しい計画策定が必要であることから、平成25年度中に平成26年度以降の計画を策定する必要がある。